

相続税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 相続時精算課税選択届出書を贈与税又は相続税の申告書に添付せずに提出する場合における当該届出書の記載事項を定めることとする。(第10条関係)
- 2 贈与税又は相続税の申告書について、相続時精算課税等に係る記載事項の整備を行うこととする。(第12条、第13条、第17条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年1月1日から施行することとする。(附則第1条関係)